

2014年11月10日

博士学位論文本審査報告書

早稲田大学大学院
経済学研究科長 船木 由喜彦 殿

主査 馬場義久（早稲田大学政治経済学術院教授）
副査 牛丸 聰（早稲田大学政治経済学術院教授 博士（経済学）（東京大学））
副査 大野裕之（東洋大学経済学部教授 Ph.D in Economics, Georgetown University）

学位申請者 井上智弘(2011年3月31日博士後期課程退学 研究指導：馬場義久)
学位申請論文 課税の経済分析-ACEの理論・実証分析とわが国資本所得課税改革の
シミュレーション

審査委員会は本博士学位申請論文について、申請者に対する口頭試問（2014年10月27日）を実施した。口頭試問への回答、予備審査での修正要求への対応を含めて本博士学位申請論文を慎重に審査した結果、下記の評価に基づき、当該論文が博士の学位に相応しいと全員一致で判定し、ここに報告する。

記

1. 本論文の概要

本論文は、広義の資本所得税、すなわち法人税と個人資本所得税に関して申請者がこれまでに発表した論文を基としながら、さらにいくつか追加して構成したものである。本論文のキーワードはACE(Allowance for Corporate Equity)型法人税(以下、ACEと略称)である。従来の法人税は、課税ベースから資金調達費用のうち負債利子のみを控除することから、企業の設備投資水準と資金調達方法の決定を歪めるものである。これに対し、ACEは負債利子のみならず自己資本の資金調達費用も、課税ベースから控除することにより、割引現在価値和でみて超過利潤のみに課税するシステムとなり、中立的な法人税の一つとして提案されている（序章）。

本論文の課題は以下の二つである。

第一は、ACEの理論と実証である。理論面では、ACEと並んで中立的な法人税とされるキャッシュフロー法人税とACEを比較することである（第2章）。ここ

での比較基準は「中立課税の実現性」という観点である。実証面では、ベルギーに導入されたACEの設備投資への影響を実証分析することである（第3章）。ベルギーに注目するのは同国が「代表的なACE導入国」でありながら、ACEの投資への効果がこれまで十分に明らかにされていなかったからである。

第二の課題は、ACEをわが国へ導入する効果についてのシミュレーション分析と、それに関連させてわが国の個人資本所得税改革の影響についてのシミュレーション分析を行うことである。前者は、わが国にACEが導入された場合の限界実効税率引き下げの効果を見るものであり、従来の法人税の税率引き下げ政策による限界実効税率への効果との比較を行うものである（第4章）。後者は、2003年以降行われた株式所得に対する軽減税率政策をとりあげ、その軽減税率が廃止された場合の家計の金融資産選択への効果をシミュレーションするものである（第5章）。

さらに最後に、ACE型の企業課税改革案と個人段階の資本所得税改革案の双方を提示したBEITを説明し、より根本的なわが国の資本所得税制改革へ向けての政策的含意を抽出する（第6章）。

2. 本論文の構成

(1) 本論文の構成は以下のとおりである。

序章

第1章 ACEの既存研究サーベイ

1.1 ACE の理論的背景と近年の展開

1.1.1 General Neutrality Proposition

1.1.2 ACEの中立性

1.1.3 近年までの理論的展開

1.2 ACE の実態.

1.2.1 クロアチア

1.2.2 イタリア

1.2.3 ベルギー

1.3 ACE 導入シミュレーション

1.3.1 代表的なCGEモデルによるシミュレーション分析

1.3.2 その他のシミュレーション

1.4 ACE に関する既存研究の示唆と課題

第2章 ACEとキャッシュフロー法人税

- 2.1 キャッシュフロー法人税の概要
- 2.2 キャッシュフロー法人税の中立性
- 2.3 ACE vs. キャッシュフロー法人税
 - 2.3.1 キャッシュフロー法人税への税制移行に伴う問題
 - 2.3.2 税率一定と完全損失相殺の必要性
 - 2.3.3 オーナー経営者が存在する企業において、負債に対する支払利子が真の資金調達費用を反映しない場合
- 2.4 ACEの優位性

第3章 ベルギーにおけるACE導入の効果

- 3.1 ベルギー法人税・個人資本所得税の概要
- 3.2 実証分析のモデル
 - 3.2.1 UCCとEMTR
 - 3.2.2 推定モデル
- 3.3 UCCとEMTR の推計結果
- 3.4 関数推定結果
- 3.5 ベルギーにおけるNID導入効果分析の課題
- 3.6 補論
- 3.7 付録:データ加工について

第4章 日本におけるACE導入シミュレーション

- 4.1 日本の税制に基づいたUCCとEMTR のモデル
- 4.2 推計に用いるデータ
- 4.3 日本へのACE導入がEMTRにもたらす影響
- 4.4 法人税率引き下げシミュレーション
- 4.5 企業の行動変化がEMTRに及ぼす影響
- 4.6 日本の資本所得課税改革への示唆と今後の課題
- 4.7 付録:ベルギーNIDとのEMTRの比較

第5章 わが国における金融資産選択に金融所得税改革が及ぼす影響

- 5.1 金融所得税制について.
 - 5.1.1 利子課税.
 - 5.1.2 配当課税
 - 5.1.3 株式の譲渡課税
- 5.2 実効税率の推計
 - 5.2.1 利子課税の実効税率推計方法

- 5.2.2 配当課税の実効税率推計方法
- 5.2.3 株式の譲渡課税の実効税率推計方法
- 5.2.4 実効税率の推計結果
- 5.3 金融資産需要関数の推定
 - 5.3.1 金融資産需要関数の理論モデル
 - 5.3.2 金融資産需要関数の推定式
 - 5.3.3 変数作成に用いるデータ
 - 5.3.4 金融資産需要関数の推定結果
- 5.4 税制改正のシミュレーション.
- 5.5 金融所得税改革の影響と今後の課題
- 5.6 付録
 - 5.6.1 『資金循環統計』を用いた個人と法人の利子・配当所得の案分方法.
 - 5.6.2 外れ値除去の結果
 - 5.6.3 株式収益率による推定

第6章 ACE型法人税を用いた資本所得課税案

- 6.1 BEITの課税システム: COCA
 - 6.1.1 ACC
 - 6.1.2 MI & ED
- 6.2 BEITの利点と課題
 - 6.2.1 BEITの利点
 - 6.2.2 中立課税の実現に向けて残された課題
- 6.3 BEITの前進点と政策的含意
 - 6.3.1 BEITの前進点
 - 6.3.2 BEITの政策的含意

終章

参考文献一覧

(2) 本論文の各章は以下の公刊論文に基づいている。

- 第1章：山田直夫・井上智弘(2012)「ACEの理論と実際」JSRI Discussion Paper Series, No. 2012-01。 (査読なし)
- 第2章：井上智弘(2005) 「実現可能な中立的企業課税-ACE制度の提案-」『証券経済研究』第52号, 121-135 頁。 (査読付)

- 第3章：井上智弘・山田直夫(2014) 「ベルギー法人税制におけるNID導入の効果」『会計検査研究』第49号, 掲載予定。(査読付)
- 第5章：井上智弘・上條良夫(2011) 「家計の金融資産選択に与える課税の影響－推計実効税率に基づく実証分析－」『早稲田経済学研究』第70号, 37-70頁。(査読付)
- 井上智弘・上條良夫(2012a) 「家計の金融資産選択と税制－フローベース需要関数による分析－」『証券経済研究』第77号, 173-189 頁。(査読付)
- 井上智弘・上條良夫(2012b) 「金融所得税制の改正が家計の金融資産選択に与えた影響－フローベース需要関数を用いた実証分析－」証券税制研究会編『証券税制改革の論点』, 日本証券経済研究所, 第7章, 218-249 頁。(査読なし)
- 第6章：井上智弘(2010a) 「Business Enterprise Income Tax の基本構造と課題－みなし正常収益算定に基づく中立課税－」『証券経済研究』第69号, 181-194 頁。(査読付)
- 井上智弘(2010b) 「企業を源泉とする資本所得に対する中立的な課税システムについて－BEIT 提案の検討－」証券税制研究会編『資産所得課税の新潮流』, 日本証券経済研究所, 第2章, 28-69 頁。(査読なし)

なお、序章と第4章は書き下ろしである。

3. 各章の主な内容

(1)序章

本章では、ACEの課税システムの概要を説明した後、本論文の二つの課題（本審査報告の1. 論文の概要を参照）と構成を提示している。

(2)第1章

ACEについての既存研究のサーベイを理論、実証、シミュレーションの領域に分けて行い、それに基づいて、既存研究の示唆と限界を明らかにしている。

理論研究の主題の殆どは、ACEが設備投資決定に対して中立的となる条件を導くことにある。まず、申請者は Broadway and Bruce (1984) を説明してACEの中立性を根拠づけ、同時にキャッシュフロー法人税がACEの特殊形であることを導いている。次いで、その後の不確実性を想定した理論展開等をフォローし、ACEが中立的となる条件として、税率一定と、完全な損失相殺が重要であるという示唆を得ている。

実証面についてはACEを実際に導入した国の中、クロアチア、イタリア、ベル

ギーを対象とした研究をサーベイしている。

シミュレーションの領域では、ACE導入による企業行動への変化を考慮に入れ応用一般均衡モデル(CGE)に基づく研究に注目して、分析モデルの概要とACE導入によるマクロ経済への影響について紹介している。

以上のサーベイから既存研究の不十分な点として、第一に、実証面ではACE導入国における設備投資への影響が十分には明らかにされていないこと 第二に、日本を対象としたシミュレーションが殆どないこと、の二点を指摘し、本論文はこの二点に注目すると述べている。

(3) 第2章

本章では、中立的な法人税として提案してきたキャッシュフロー法人税とACEとの比較を、中立課税の実現性という基準によって行っている。ここで「中立課税の実現性による比較」とは、中立的な課税に必要な制度の設計に制約がある場合に、どちらの課税システムが中立性からの乖離を小さくできるか、ということである。

本章では、税制移行時に未償却資産が存在するケース、税率の変化と不完全な損失相殺が存在する場合、オーナー経営者が存在する企業において支払利子率が名目資本コストを上回るという三つのケースを分析している。

いずれの場合も、申請者は、各年の課税ベースの算定にあたり、キャッシュフロー法人税が投資の即時控除を行い旧資本の減価償却控除を行わないシステムであるのに対し、ACEはACE控除を使用するという差異に注目し、ACEの方が企業の設備投資・資本構成の中立性からの乖離が小さくなることを、数式・数値例を援用しつつ示している。

(4) 第3章

本章では、ベルギーで2006年から導入されたACEが設備投資を促したのか否かについて実証分析を行っている。なお、このACEはNID (Notional Interest Deduction=みなし利息控除) と呼ばれている。

①分析手順は、田近・油井 (1988) にNIDを追加したモデルに基づいて、資本コストと限界実効税率 (=課税による資本コストの上昇率) を推計し、次に、負債資産比率 (負債/資産) と設備投資率をそれぞれ被説明変数とする関数を推定する。前者の主な説明変数は負債発行コスト (推計値) および内部留保コスト (推計値) であり、後者のそれは資本コスト (推計値) である。資本コストおよび限界実効税率の推計期間は2004年から08年、二つの関数の推定期間は2005年から08年である。

②データはBureau van Dijk 社のBEL-FIRST によるベルギー国内企業の個票財務データを使用し、同データの企業から50% 超の株式シェアを持つ株主が存在する企業、公益企業、金融・保険業などを除いた結果、分析対象企業数は1660

社である。

③推計・推定結果は、第一に、推計した資本コスト及び限界実効税率は06年のNID導入後大きく低下し、第二に、内部留保コストの低下は負債資産比率を低下させ、第三に、資本コストの低下は設備投資比率を上昇させるが、その効果は小さい、である。

④以上から、申請者はベルギーのNID導入は限界実効税率を引き下げ、設備投資を促進するとの結論を得た。ただ投資促進効果は小さいため、NID導入による税収の減少と比較考慮して、導入の是非を議論すべきとしている。

(5) 第4章

本章では、第3章で用いた限界実効税率の推計方法を援用して、わが国におけるACE導入のシミュレーションを行っている。第一に、わが国にACEが導入された場合の限界実効税率引き下げ効果をシミュレーションし、現行の法人税のもとでの限界実効税率と比較し、さらに、第二に、ACE下の限界実効税率と、現行の法人税のもとでの法定税率の引き下げ政策、具体的には、わが国で実施された30%から25.5%への引き下げ政策による限界実効税率に対する効果との比較を行っている。なお、以上の分析についてはACE導入に伴う企業行動の変化は考慮されていない。

①分析期間は、2007年度から2011年度である。データは林田・上村(2010)と同じく『企業財務データバンク』であり、第3章と同様の方法で企業を抽出した結果、分析対象企業数は1360社となり、そのうち、製造業が812社、非製造業が548社である。

②結果は、以下の二つである。第一に、わが国へのACE導入は現行法人税に比べて限界実効税率を引き下げる。第二に、ACE導入による方が法人税率引き下げより限界実効税率を大きく低下させる。その理由は、数式に基づいて、法人税率引き下げが減価償却控除と支払利子控除の効果を低下させるため、と説明されている

③本章の結論部分では、②の結果を述べた後、ACE導入による企業行動の変化を反映していない点、データが大企業中心であること等の留保条件を述べている。

(6) 第5章

本章では、2003年から2013年まで採用されてきた配当・株式の譲渡益に対する軽減税率政策(20%を10%に軽減)に注目し、軽減税率が廃止された場合の家計の金融資産選択—預貯金と有価証券の選択への効果をシミュレーションしている。

①分析は、第一に、金融所得税(利子税・配当税・株式の譲渡益税)の実効税率を推計し家計が直面する税負担を明らかにし、第二に、Friedman and Röley(1979)の理論モデルからフローベースの金融資産需要関数を導出し、第一段階

で推計した実効税率から求められる税引き後収益率を用いて関数の推定を行う。第三に、軽減税率が廃止された場合の配当課税・譲渡課税の実効税率の上昇幅を計算し、第二段階の推定結果を用いて、軽減税率の廃止が家計の安全資産・危険資産の選択に与える影響をシミュレートする。

本章が従来の研究と異なりフローベースの金融資産需要関数に注目するのは、株が取得価格と時価の差が大きい資産であるからである。

②推定する金融資産需要関数は、被説明変数が金融資産（＝預貯金+有価証券）の総需要（純増）に占める預貯金需要（純増）の割合であり、主な説明変数は預貯金と有価証券の税引き後実質収益率である。この関数は、資産需要と収益率が同時決定である可能性を考慮して、二段階最小二乗法を用いて推定される。③金融資産需要関数の推定では『家計調査』における勤労者世帯の年間収入五分位階級別データを用い、推定期間は1979年から2010年である。

④主な推計・推定結果は、第一に、軽減税率の導入により配当・譲渡益の実効税率は大きく低下し、第二に、有価証券収益率が上昇すると、預貯金需要シェアが低下し、第三に、軽減税率廃止による預貯金需要シェアの上昇は小さい、というものである。

⑤以上から、本章の結論として軽減税率は危険資産保有を促したが、その効果は小さいと述べ、さらに、個票データが一般に公開されていないため集計データを用いたこと、損益通算を考慮していないこと、などの留保条件をまとめている。

(7) 第6章

本章では、ACE型法人税と組み合わせた個人段階課税の改革プランである Kleinbard, E. D. (2005, 2007)によるBEIT (=Business Enterprise Income Tax)について紹介し、日本の法人税・個人資本所得税のより抜本的な改革へ向けての政策的含意を導いている。なお、叙述の力点は、個人資本所得税におかれている。

BEITの基本的な仕組みを数式および数値例を使用しつつ説明し、その利点と問題点を指摘した上で、以下の政策的含意を得ている。

第一に、法人税と個人資本所得税の一体改革への含意である。ACE導入で税収が減少する場合、個人資本所得税の増税策が選択肢となる。BEITは企業段階で超過利潤課税、個人段階で正常利潤と超過利潤課税を行うシステムであり、このように二つの利潤を区別し、それらの税負担の配分を区別する課税方式は、資源配分の効率性を改善する「一体改革」案として有意義であると述べている。

第二は、個人資本所得税改革への含意である。BEITは金融資産を一括し、その正常利潤に対して「みなし」課税を行う。一括化は損益通算の範囲を広げ、「みなし」課税は課税繰り延べによる租税回避誘因を軽減するので、課税の中

立化に貢献すると述べている。

(8) 終章

本章ではこれまでの各章の分析結果をまとめて、本論文に残された課題を三點指摘している。第一は、わが国へのACE導入が企業行動に与える影響の分析、第二は、ACE導入が平均実効税率に与える影響の分析である。平均実効税率が重要なのは、それが多国籍企業の立地選択に影響を与えるからである。最後に、ACE導入による収支の変化分析である。平均実効税率の推計には収支への影響の推計が不可欠であり、また法人税と個人資本所得税の一体改革案分析にとっても重要であるという。

4. 学術的貢献

本論文の学術的貢献は、ACE分析とわが国の個人資本所得税の実証分析を前進させたことにある。具体的な貢献は以下の通りである。

A. ACE分析への貢献

(1) ベルギーにおいて導入された ACE の設備投資への効果、すなわち、限界実効税率の推計と設備投資比率への影響を個票データに基づき実証分析し、限界実効税率の低下と投資促進効果を明らかにしたことである。

本分析は、ACE の部分的導入でなくその理論に忠実な形で導入された、ベルギー ACE 法人税の設備投資への効果を初めて実証分析したものであり、ACE 導入国における設備投資への効果分析の先駆としてオリジナリティに富む。外国税制の実証分析はデータの収集や制度の詳細な調査など容易ではないものだが、本分析は、税制の現地調査と 1660 社の個票データ分析という申請者による努力によってなされた点で評価されるものである。

(2) 第 3 章で用いた限界実効税率の推計方法を援用して、わが国への ACE 導入による限界実効税率の低下を初めてシミュレーションしたことである。本分析は、ACE による日本企業の限界実効税率の低下と、さらに、既存法人税の税率引き下げ政策に比べての ACE 導入の一つの長所を具体的な数値で示したものとして意義を持つ。今後のわが国における ACE 分析に一つの出発点を提供したものと評価される。

(3) キャッシュフロー法人税と ACE の比較論を前進させたことである。本分析は、税率の変化が生じる、また損益通算が不完全であるという条件のもとでの、ACE の相対的優位性を導いた。この点は、税制移行時の収支問題に終始してきた従来の比較論では、明らかにされてこなかった新しい知見である。この知見は、制度設計に制約があるという現実的な条件のもとでの、ACE 導入の一つの根拠を与えるものとして評価される。

B. わが国の個人資本所得税の実証分析への貢献

わが国で採用された株式所得軽減税制の家計の金融資産選択に与える効果を明らかにしたことである。これまでのわが国での金融所得税の実証分析においては、軽減税率政策のポートフォリオに与える効果は十分に分析されてこなかった。本分析はその点を補完している。とくに、本分析が明らかにした「軽減税率の危険資産保有促進効果は小さい」という結果は、これまでの「貯蓄から投資へ」という租税政策の一つの限界を示唆しており、金融税制のあり方を検討する上で重要な知見を与えており。また、従来の研究がストックデータを用いるのが主流であったのに対して、本分析が、フローデータを用いていることも、意義深い点の一つである。

5. 修正要求事項への対応

(1)序章の叙述を、もう少しわかりやすくすること。特に本論文が、法人税と個人資本所得税の双方を対象としていることを、きちんと述べること。さらに、後に展開される各章の分析課題も正確に述べること。たとえば、6頁の図では「日本の税制改革シミュレーション」と記されているが、「(広義の) 資本所得税制改革シミュレーションとすべきであろう。

対応：「法人税と個人所得税双方を対象とする旨」を、6頁の図0.1に示すなど、序章の関連部分を修正した。

(2)第2章でのイントロダクションをより詳しく述べること。法人税率の変化や損益通算制度の現状などを紹介して、キャッシュフロー法人税とACEを「中立課税の実現性」という観点で比較することの意義をより鮮明に示すとよいであろう。

対応：図2.1を新たに作成し、先進諸国5カ国の法人課税の法定実効税率の推移(2001年-2013年)を示した。また、イントロダクションの最後に、法人税率の低下傾向と現状の損益通算制度の不完全性について紹介し、本章の課題の意義を明確にした。

(3)第1章のサーベイで、不確実性下で完全な損失相殺が行えない場合、ACEの中立性にとって「適正なみなし利子率の設定が重要である」と述べている。この「適正なみなし利子率設定」の問題は、第2章での結論であるACEの相対的優位性に影響するのか、それとも影響しないのかについて言及すること。

対応：第2章の最後に段落を追加して、「みなし利子率が名目資本コストから大きく離れている場合には、本章の結論の成立は不確定となる」ことを説明し、結論の留保条件を明確にした。

(4) 第3章の注12で資本コスト・限界実効税率の推計にあたり、配当税と法人税について実効税率でなく法定税率を使用すると述べているが、その理由を述べること。

対応：「実効税率を推計したデータがないため」という理由を注12に追加した。

(5) 第3章のダミー変数 Y_{2006t} と NID_{jt} の効果に関する叙述が不明瞭であるので、それを改善すること。具体的には、40頁の下から2行目で「NID導入による自己資本の資金調達費用低下の影響は内部留保コストで捕捉することが可能であるが」と述べつつ、その直後に「NID導入は企業にとって税負担の減少も意味するため、その影響は別途検討する必要がある」とも述べているが、自己資本の資金調達コストの低下は税負担の減少を反映したことではないか？

さらに、続く「…法人税額は企業業績に依存する部分が大きく、それを使ってNID導入の影響を測ることは困難である」と主張しながら、46頁から47頁にかけて、NIDによる実質控除額(NID_{jt})を説明変数に加えた推計も行っている。前段の主張における「それ」が何を指すのか明示し、そして、前段の主張と後段の推計との関連性を説明すべきである。

対応：①説明変数の内部留保コストと NID_{jt} の差異を明瞭にする記述を加えた(41頁第3段落)。

② Y_{2006t} と NID_{jt} の関係を「 NID_{jt} はNIDがその導入前の自己資本部分をも対象とすることによる税負担の減少が与える効果を捕捉する変数、 Y_{2006t} はNID導入期に生じたその他の影響をコントロールするための変数」(41頁)と明確にした。

③さらに、41頁の推定式(3.15)(3.16)に当初から Y_{2006t} だけでなく、 NID_{jt} をも説明変数に加え再推定した。これにともない補論の関連部分(49頁)も修正した。なお、この推定式の修正によっても、本章の結論は変化していない。

(6) 第4章の4.3の限界実効税率の低下について、申請者は製造業と非製造業について5年の推移を図示しているが、その低下幅の値 자체を表などで明示すべきである。

対応：4.4節の表4.4に、限界実効税率の変化幅を掲載した。

(7) 第4章の分析は、4.5%という特定の法人税率低下幅とACE導入との比較であるということを、留保条件に加えたほうがよい。

対応：序章の7頁の第3段落「第4章では・・・法人税率の引き下げの効果」とのみ表記された箇所に「30%から25.5%への引き下げ」という記述を、また、68頁の第5段落などでも「4.5%の低下幅」という記述を追加した。

(8) 本論文における第5章の位置づけについて、より明快に述べること。申請者は、多くの箇所で本章の存在理由や位置づけについて説明を試みているが、その内容がやや多岐にわたっている。第5章の分析課題とかかわらせて、申請者の主張の核心部分を抽出することが求められよう。

対応：本論文が個人資本所得税をも分析の対象とする基本的な理由として「現実には開放小国経済の想定が成立せず、すべての企業が国際的資本市場にアクセスできるとは限らないので、課税が企業の投資や資金調達行動に対して中立的となるには、個人資本所得税が企業への資金供給者（家計）の金融資産選択に中立的であることが求められる」と述べ、第5章をこの観点から位置づけた。この旨を、序章（3頁）、第5章の冒頭部分（71頁）で説明した。

また、序章6頁の図0.1における章の構成を変更し、個人資本所得税を扱った第5章と第6章を「広義の資本所得税の中立性—個人資本所得税制の改革—」としてまとめることで、広義の資本所得税制という枠組みで課税の中立性分析を行う一環として第5章の分析を行っているということを示した。

(9) 第5章の付録の「外れ値除去の結果」は「本論での結論を変えるほどのものではない」と述べ、それに加えて、「本論の結果よりも家計の金融資産選択に与える影響は小さい」と述べている。そうならば、付録のこの部分は削除した方がよい。敢えて残すのであれば、外れ値除去の正当性をより明確に示すべきである。

対応：外れ値除去の推定結果部分を削除した。

(10) 終章について、各章間の相互関係に関する説明をより簡潔にすること、さらに、本論文全体から得られる結論を述べること。

対応：終章のうち、各章の内容と相互関係を説明した部分（107頁から109頁）を簡略化し、本論文の結論として、法人税と個人資産所得税の一体改革の選択肢の一つとして、ACE法人税とBEIT型の個人資本所得税の組み合わせの検討を提案した（109頁）。

(11) いくつかの章（たとえば第1章や第3章）で申請者は先行研究を参照しつつ、その一部を発展させて分析を行っているが、その叙述にあたっては、どこまでが先行研究で、どこが申請者のオリジナルな部分かを、一層明瞭に示すこと。

対応：第1章、第3章、第4章、第5章について、本章のオリジナルな部分、先行研究に依拠しているが異なるモデルを用いた部分、純粹に先行研究に依拠した部分を識別できるよう、記述を修正した。

以上のように、申請者は予備審査で指摘された修正要求に対して丁寧かつ適切に対応している。この修正により、本論文の完成度が高まり、その学術的意義もより鮮明になった。よって、本審査委員会は、全員一致で本博士学位申請論文が博士の学位に相応しいと判定した。

以上。